

新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における「指定医」の申請について

○ 「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」といいます。）が平成27年1月1日から施行となり、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。

○ 新たな制度では

指定医 (法第19条の3)	医療費支給認定申請（新規及び継続）に必要な診断書（医療意見書）を作成できる医師は、知事の指定を受けた「指定医」に限られます。
指定医療機関 (法第19条の2)	小児慢性特定疾病患者の方が、その疾病に係る医療費の助成を受けるには、知事の指定を受けた「指定小児慢性特定疾病医療機関」で医療を受けることが必要となります。

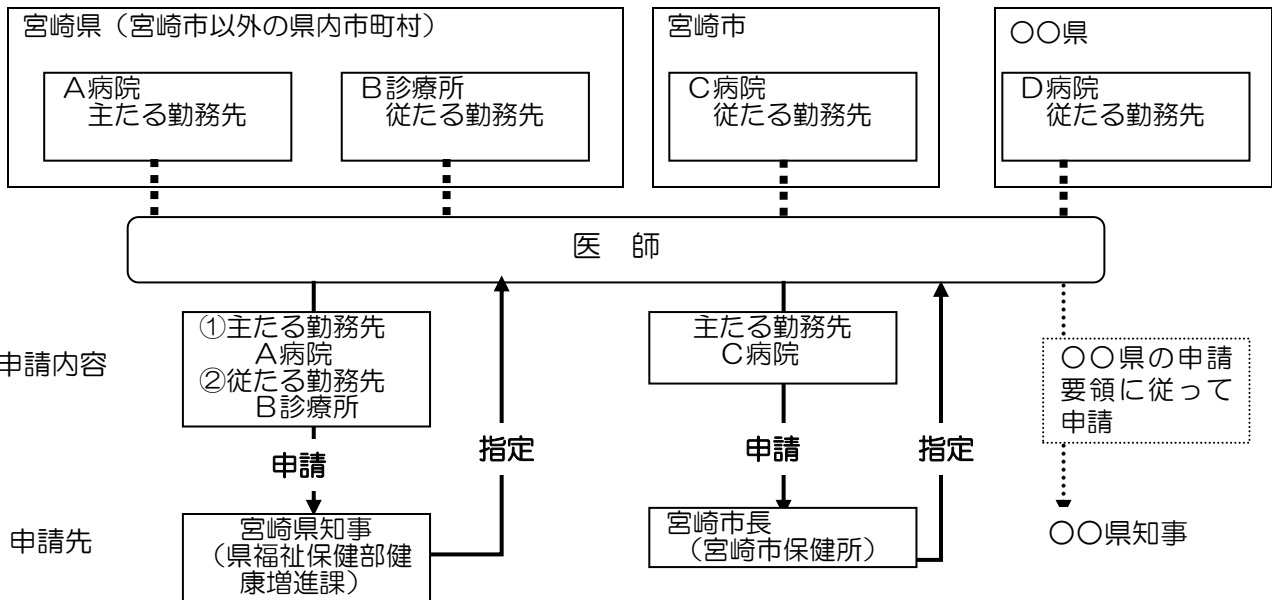
注意) 知事の指定を受けた「小児慢性特定疾病医療機関」であれば、指定医がいなくても医療を行うことはできます。

○ 小児慢性特定疾病の医療意見書を作成する可能性のある医師は、「指定医」の申請手続きを行ってください。

指定医申請の流れ

◎ 診断書（医療意見書）を作成する勤務先医療機関の所在地を管轄する都道府県知事等に申請が必要です。

例) 1人の医師が複数の医療機関に勤務し、全ての勤務先で診断書（医療意見書）を作成する場合



指定医の要件 法施行規則第7条の10

申請時において、疾病の診断又は治療に5年以上（※1）従事した経験がある医師であり、以下のいずれかの要件に該当するもののうち、診断書を作成するのに必要な知識と技能を有する者。

- ① 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医資格（※2）を有すること。
- ② 都道府県等が行う研修（※3）を修了していること。
- ③ 平成29年3月31日までに研修を受講することを条件に申請することが可能。

ただし、平成29年3月31日までに指定医研修を受講しなければ、平成29年3月31日をもって指定医の効力を失う。

- ※1 医師法に規定する臨床研修期間を含みます。
- ※2 厚生労働大臣告示で定めるもの。（別表参照）
- ※3 指定医研修の開催日等は追って御連絡します。

指定医の申請方法 法施行規則第7条の11

- 申請書は宮崎県ホームページに掲載しています。必要時はダウンロードしてお使いください。

【申請する場合の必要書類】

必要事項を記載の上、次の①～④を提出してください。

- ① 小児慢性特定疾病指定医指定申請書（様式1号）
- ② 経歴書（様式2号）
- ③ 医師免許証の写し（裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと）
- ④ 専門医に認定されていることを証明する書類の写し（専門医資格がある方のみ）

【申請書類の郵送先（提出先）】

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県福祉保健部健康増進課疾病対策担当

指定医の有効期間 法施行規則第7条の12

- 「指定医」の指定は5年ごとの更新制となります。

指定医の職務等 法施行規則第7条の13

- 小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）の作成（※1）を職務とする。
- 小児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に質する調査及び研究の推進に協力する。（患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録（※2）するなど。）

※1 新制度の開始に当たり、指定医に御記入いただく医療意見書については、申請者の疾病に応じ、各医療機関（各指定医）で下記においてダウンロードしていただき、作成していただきます。

小児慢性特定疾病情報センター（<http://www.shouman.jp/medical#download>）

※2 患者データの登録管理システムへの登録時期は、まだ決まっておりません。開始時期や登録方法等については、別途お知らせいたします。

指定医の研修

- 「指定医」の要件となる研修は、詳細が決まりましたら通知や、宮崎県ホームページでお知らせします。
- 指定医の要件となる研修の修了証は、受講した自治体以外の自治体において指定医の申請をする場合にも有効です。

その他留意事項

- 「指定医」は、指定申請書に記載した「勤務先の医療機関」でのみ、小児慢性特定疾病の医療意見書を作成することができます。
- 指定後、指定通知書を送付します。
- 指定医の氏名、主たる勤務先医療機関等を県ホームページに掲載します。
- 新たな小児慢性特定疾病に係る各種情報や指定医研修等については、随時県ホームページに掲載していきます。

宮崎県ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenkozoshin/kenko/hoken/page00219.html>

お問い合わせ先

宮崎県福祉保健部健康増進課疾病対策担当

電話 0985-26-7079

別表

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医

認定機関	専門医の資格
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
脳神経外科専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医

	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医